

世田谷区公報

目次

規 則

- 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (89) 2
- 会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (90) 2
- 世田谷区組織規則の一部を改正する規則 (91) 2
- 世田谷区立駐車場条例施行規則の一部を改正する規則 (92) 2
- 世田谷区立駐車場の施行期日を定める規則 (93) 2
- 世田谷区公印規則の一部を改正する規則 (94) 2
- 世田谷区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則 (95) 2
- 世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則 (96) 2
- 世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則 (97) 2
- 世田谷区食品衛生法施行細則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 (98) 3

訓 令 甲

- 世田谷区職員の名札着用に関する規程の一部改正 (24) 3
- 世田谷区職員服務規程の一部改正 (25) 3
- 職員の兼業許可等に関する事務取扱規程の一部改正 (26) 3

告 示

- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (423) 3
- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の告示 (424) 4
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示 (425) 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (426) 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (427) 4
- 都市計画法施行規則の規定による開発登録閲覧場所の設置の告示 (428) 4
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示 (429) 4
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新の告示 (430) 4
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示 (431) 4

- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示 (432) 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (433) 4
- 建築計画概要書等閲覧場所の設置についての一部を改正する告示 (434) 4
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (435) 4
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (436) 4
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (437) 5
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定の告示 (438) 5
- 令和3年第1回世田谷区議会臨時会招集の告示 (439) 5
- 建築基準法に基づく道路位置指定の告示 (440) 5
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (441) 5
- 令和3年第1回世田谷区議会臨時会案件追加の告示 (442) 5
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示 (443) 5
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示 (444) 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (445) 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (446) 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (447) 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (448) 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (449) 6
- 令和3年第1回世田谷区議会臨時会案件追加の告示 (450) 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (451) 6
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (452) 6
- 道路法に基づく特別区道路線の供用廃止の告示 (453) 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の供用廃止の告示 (454) 6
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出の告示 (455) 6
- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の告示 (456) 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (457) 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (458) 7

- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示 (459) 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示 (460) 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (461) 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (462) 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (463) 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示 (464) 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示 (465) 7
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示 (466) 7
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の告示 (467) 8
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (468) 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (469) 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (470) 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (471) 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (472) 8
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (473) 8
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (474) 8
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (475) 8
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示 (476) 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (477) 9
- 建築基準法に基づく道路位置指定の告示 (478) 9
- 建築計画概要書等閲覧場所の設置についての一部を改正する告示 (479) 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (480) 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (481) 9
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (482) 9
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示 (483) 9
- 世田谷区立太子堂区民センターの供用開始の告示 (484) 9

世田谷区公報

<p>公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (52) 9 ○都市計画法に基づく都市計画事業の図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告 (53) 9 ○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (54) 10 ○マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく理事長の氏名及び住所の公告 (55) 10 ○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (56) 10 ○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (57) 10 ○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (58) 10 ○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (59) 10 <p>規 則 (教)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (9) 10 <p>訓 令 甲 (教)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○世田谷区学校職員の名札着用に関する規程の一部改正 (6) 10 <p>告 示 (選)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○世田谷区選挙執行規程の一部改正 (6) 10 <p>告 示 (農)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示 (5) 11 <p>告 示 (監)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地方自治法に基づく令和2年度財政援助団体等監査に係る措置結果公表の告示 (8) 11 	<p>する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 (平成10年3月世田谷区規則第34号) の一部を次のように改正する。</p> <p>附則に次の1条を加える。</p> <p>第8条 令和3年度における第24条の2第1項の規定の適用については、同項中「7月1日から9月30日まで」とあるのは、「6月1日から11月30日まで」とする。</p> <p>附 則 この規則は、令和3年6月1日から施行する。</p> <hr/> <p>会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則 (令和2年1月世田谷区規則第4号) の一部を次のように改正する。</p> <p>附則に次の1項を加える。</p> <p>4 令和3年度における第26条第1項の規定の適用については、同項中「7月1日から9月30日まで」とあるのは、「6月1日から11月30日まで」とする。</p> <p>附 則 この規則は、令和3年6月1日から施行する。</p> <hr/> <p>次に掲げる規則を公布する。</p> <p>令和3年5月31日 世田谷区長 保 坂 展 人</p> <p>世田谷区規則第91号 世田谷区組織規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区規則第92号 世田谷区立駐車場条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区規則第93号 世田谷区立駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則</p> <p>世田谷区規則第94号 世田谷区公印規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区規則第95号 世田谷区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区規則第96号 世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区規則第97号</p>	<p>世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区規則第98号 世田谷区食品衛生法施行細則の一部を改正する規則の一部を改正する規則</p> <hr/> <p>世田谷区組織規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区組織規則 (平成3年3月世田谷区規則第7号) の一部を次のように改正する。</p> <p>第10条中「若者支援担当課」の次に「及び子育て世帯特別給付金担当課」を加える。</p> <p>第11条第1項の表子ども・若者部の項に次のように加える。</p> <p>子育て世帯特別給付金担当課 第23条の表に次のように加える。 子育て世帯特別給付金担当課 子育て世帯特別給付金担当係長 (1) 子育て世帯特別給付金の給付に関すること。</p> <p>附 則 この規則は、令和3年6月1日から施行する。</p> <hr/> <p>世田谷区立駐車場条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区立駐車場条例施行規則 (平成15年9月世田谷区規則第99号) の一部を次のように改正する。</p> <p>別表世田谷区立世田谷区役所駐車場の項を削る。</p> <p>附 則 この規則は、令和3年6月1日から施行する。</p> <hr/> <p>世田谷区立駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則</p> <p>世田谷区立駐車場条例の一部を改正する条例 (令和2年12月世田谷区条例第54号) の施行期日は、令和3年6月1日とする。</p> <hr/> <p>世田谷区公印規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区公印規則 (平成元年3月世田谷区規則第4号) の一部を次のように改正する。</p> <p>別表4の部中80の項を81の項とし、24の項から79の項までを1項ずつ繰り下げ、同部23の項中「方21ミリメートル」を「同」に改め、同項を同部24の項とし、同部22の項の次に次のように加える。</p>
<p style="text-align: center;">規 則</p> <hr/> <p>次に掲げる規則を公布する。</p> <p>令和3年5月17日 世田谷区長 保 坂 展 人</p> <p>世田谷区規則第89号 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区規則第90号 会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則</p> <hr/> <p>職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則</p>	<p>」を加える。</p> <p>附 則 この規則は、公布の日から施行する。</p> <hr/> <p>世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定</p>	<p>める規則 (令和2年11月世田谷区規則第120号) の一部を次のように改正する。</p> <p>本則中「令和3年6月30日」を「令和3年9月30日」に改める。</p> <p>附 則 この規則は、公布の日から施行する。</p> <hr/> <p>世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則</p> <p>第1条 世田谷区保健所長委任規則 (昭和</p>

23	同	方21ミリメートル	環境政策事務用	環境計画課長
<p>附 則 この規則は、令和3年6月1日から施行する。</p> <p>世田谷区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区災害対策本部条例施行規則 (昭和38年12月世田谷区規則第19号) の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第4号中「勧告又は」を削り、同条第12号中「前各号」の次に「に掲げるも</p>			<p>」を加える。</p> <p>附 則 この規則は、公布の日から施行する。</p> <hr/> <p>世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定</p>	<p>める規則 (令和2年11月世田谷区規則第120号) の一部を次のように改正する。</p> <p>本則中「令和3年6月30日」を「令和3年9月30日」に改める。</p> <p>附 則 この規則は、公布の日から施行する。</p> <hr/> <p>世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則</p> <p>第1条 世田谷区保健所長委任規則 (昭和</p>

50年4月世田谷区規則第33号)の一部を次のように改正する。

別表19の項各号列記以外の部分中「及び21の項」を削り、同項第2号イ中「卸売市場内(花き)」を「卸売市場(花き)」に、「における」を「内における」に、「喫茶店営業、乳類販売業、行商、食料品等販売業(卸売市場法第2条第4項に規定する卸売業者及び同条第5項に規定する仲卸業者に係るものを除く。21の項において同じ。及びアイスクリーム類販売業(以下この項において「卸売市場内飲食店営業等」を「(以下この項において「卸売市場内飲食店営業」に改め、同項第3号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改め、「付加」の次に「、法第56条第2項(法第57条第2項において準用する場合を含む。))の規定による承継の届出の受理、法第57条第1項の規定による営業の届出の受理」を加え、「、省令第68条第1項、第69条第1項及び第70条第1項の規定による承継の届出の受理」を削り、「変更の届出の受理」の次に「、省令第71条の2に規定する廃業の届出の受理」を加え、「並びに」を「、」に、「規則第12条第1項」を「並びに規則第10条第1項」に改め、同項中第10号を削り、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、同項第7号中「第63条」を「第69条」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「第62条第3項」を「第68条第3項」に、「第54条」を「第59条」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「第62条第1項」を「第68条第1項」に、「第54条」を「第59条」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「第54条」を「第59条」に改め、同号ウ中「卸売市場内飲食店営業等」を「卸売市場内飲食店営業」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第58条第1項の規定による届出の受理及び同条第2項の規定による報告

別表19の項第11号中「省令第68条第1項、第69条第1項及び第70条第1項」を「法第56条第2項(法第57条第2項において準用する場合を含む。))」に改め、「許可営業者の地位の」を削り、同項第16号を削り、同項第15号中「第21条」を「第19条」に改め、同号を同項第17号とし、同項中第14号を第16号とし、同項第13号中「都規則第16条の規定による知事に提出すべき営業報告書」を「省令第71条の2に規定する知事に対して行うべき廃業の届出」に改め、同号を同項第15号とし、同項中第12号を第14号とし、同号の前に次の2号を加える。

(12) 卸売市場内における法第57条第1項の規定による知事に対して行うべき営業の届出の受理

(13) 卸売市場内における省令第67条第1項の規定による知事に提出すべき営業許可の申請書の受理

別表中20の項及び21の項を削り、22の項を20の項とし、同表23の項第7号ク中「飲食店営業等」を「飲食店営業」に改

め、同項を同表21の項とし、同表中24の項を22の項とし、25の項から56の項までを2項ずつ繰り上げる。

第2条 世田谷区保健所長委任規則の一部を次のように改正する。

別表43の項第1号中「許可」の次に「及び許可の更新」を加え、同項第2号中「第7条第3項ただし書」を「第7条第4項ただし書」に改め、同項第4号中「第12条第1項及び第2項」を「第12条第1項及び第4項」に改め、「許可」の次に「及び許可の更新」を加え、同項第5号中「第13条第1項から第3項まで及び第5項」を「第13条第1項、第2項、第4項、第7項及び第8項」に改め、同項第7号中「第14条第13項」を「第14条第15項」に改め、同項第8号中「第14条第14項」を「第14条第16項」に改め、同項第13号中「第24条」を「第26条」に改め、同項第14号中「第28条第3項」を「第28条第4項」に改め、同項第16号中「第39条第2項及び第4項」を「第39条第2項及び第6項」に改め、同項第24号中「第69条第5項」を「第69条第6項」に改め、同項第35号中「第1条の5第1項及び第2項」を「第2条の3第1項及び第2項」に改め、同項第36号中「第1条の6第1項及び第2項」を「第2条の4第1項及び第2項」に改め、同項第37号中「第1条の6第3項及び第1条の7」を「第2条の4第3項及び第2条の5」に改め、同項中第48号を第50号とし、第39号から第47号までを2号ずつ繰り下げ、同項第38号中「第2条」を「第2条の13」に改め、同号を同項第40号とし、同号の前に次の2号を加える。

38 令第2条の11第2項の規定による地域連携薬局等の認定台帳の閲覧の求め

39 令第2条の12の規定による地域連携薬局等の認定又は認定の更新に係る情報の提供の求めへの対応

附則

この規則中第1条の規定は令和3年6月1日から、第2条の規定は同年8月1日から施行する。

世田谷区食品衛生法施行細則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

世田谷区食品衛生法施行細則の一部を改正する規則(令和3年3月世田谷区規則第69号)の一部を次のように改正する。

第9号様式を削る改正規定を次のように改める。

第9号様式及び第10号様式を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令甲

◎世田谷区訓令甲第24号

庁 中 一 般
総 合 支 所
児 童 相 談 所
保 健 所

出 張 所
事 業 所
世田谷区職員の名札着用に関する規程(平成15年9月世田谷区訓令甲第26号)の一部を次のように改正する。

令和3年5月31日

世田谷区長 保坂展人
別表1の項中「1 職員(臨時的に任用される職員(以下「臨時職員」という。)を除く。)用」を削り、同項備考3中「はり付ける」を「貼り付ける」に改め、同表2の項を削る。

様式中「印」を削る。

◎世田谷区訓令甲第25号

庁 中 一 般
総 合 支 所
児 童 相 談 所
保 健 所
出 張 所
事 業 所

世田谷区職員服務規程(昭和47年5月世田谷区訓令甲第6号)の一部を次のように改正する。

令和3年5月31日

世田谷区長 保坂展人

第3号様式及び第7号様式中「印」を削る。

◎世田谷区訓令甲第26号

庁 中 一 般
総 合 支 所
児 童 相 談 所
保 健 所
出 張 所
事 業 所

職員の兼業許可等に関する事務取扱規程(昭和50年4月世田谷区訓令甲第30号)の一部を次のように改正する。

令和3年5月31日

世田谷区長 保坂展人

第1号様式から第3号様式までの規定中「印」を削る。

告 示

◎世田谷区告示第423号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年5月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年5月6日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

(1) 28-1

(2) 28-1

2 変更の区間

(1) 世田谷区経堂三丁目348番31から348番33まで

(2) 世田谷区経堂三丁目348番35

3 変更の区域

(1) 延長 11.28メートル
幅員 0.63メートルから
0.67メートルまで
面積 7.57平方メートル

(2) 延長 4.88メートル
幅員 0.61メートルから
0.65メートルまで
面積 3.13平方メートル

4 供用開始の期日
令和3年5月6日

◎世田谷区告示第424号
子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。
令和3年5月6日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第425号
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。
令和3年5月6日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第426号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和3年5月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和3年5月6日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区上北沢三丁目1110番85の内

3 変更の区域
延長 7.79メートル
幅員 0.76メートル
面積 6.32平方メートル

4 供用開始の期日
令和3年5月6日

◎世田谷区告示第427号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和3年5月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和3年5月6日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区若林一丁目26番19の内か

ら26番54まで

3 変更の区域
延長 8.79メートル
幅員 0.61メートルから
0.75メートルまで
面積 5.60平方メートル

4 供用開始の期日
令和3年5月6日

◎世田谷区告示第428号
都市計画法施行規則の規定による開発登録簿閲覧場所の設置について（昭和50年4月世田谷区告示第33号）の一部を次のように改正する。
令和3年5月6日
世田谷区長 保坂展人
第2号中「東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号」を「東京都世田谷区玉川一丁目20番1号」に改める。

◎世田谷区告示第429号
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。
令和3年5月6日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第430号
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の10第1項及び第59条の4第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新をしたので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。
令和3年5月6日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第431号
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。
令和3年5月6日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第432号
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。
令和3年5月6日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第433号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年5月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和3年5月6日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
40-1

2 変更の区間
世田谷区喜多見八丁目2045番6

3 変更の区域
延長 11.43メートル
幅員 1.42メートルから
1.43メートルまで
面積 16.48平方メートル

4 供用開始の期日
令和3年5月6日

◎世田谷区告示第434号
建築計画概要書等閲覧場所の設置について（平成28年4月1日世田谷区告示第265号）の一部を次のように改正する。
令和3年5月6日
世田谷区長 保坂展人
本則中「第11条の4第3項」を「第11条の3第3項」に、「東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号」を「東京都世田谷区玉川一丁目20番1号」に改める。

◎世田谷区告示第435号
介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。
令和3年5月7日
世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称
だんらんの家駒沢

2 事業所の所在地
東京都世田谷区駒沢四丁目7番4号

3 事業者の名称
株式会社SAVANT

4 廃止届受理年月日
令和3年3月31日

5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第436号
介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。
令和3年5月7日
世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称
やさしい手千葉
定期巡回・随時
対応型訪問介護
看護事業所

2 事業所の所在地
千葉県千葉市中央区新田町4番22

3 事業者の名称
株式会社やさしい手

4 廃止届受理年月日
令和3年4月20

<p>5 サービスの種類 日 定期巡回・随時 対応型訪問介護 看護</p>	<p>結果について 令和2年度財政援助団体等監査 の結果について 令和2年度工事監査の結果につ いて (5) 常任委員の選任 (6) 議会運営委員の選任 (7) 請願の処理</p>	<p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区 奥沢七丁目28番 7号メゾン・デュ ・ソレイユ101 3 事業者の名称 合同会社秋藤 4 廃止届受理年月日 令和3年4月26 日 5 サービスの種類 居宅介護支援</p>
<p>◎世田谷区告示第437号 世田谷区みどりの基本条例(平成17年3 月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規 定に基づく保存樹木等の指定の解除につい て別紙のように告示する。 令和3年5月10日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p>	<p>◎世田谷区告示第440号 建築基準法(昭和25年法律第201号)第 42条第1項第5号の規定により、次のとお り道路の位置の指定をした。 なお、関係図面は、世田谷区防災街づく り担当部建築安全課において縦覧に供する。 令和3年5月12日 世田谷区長 保坂展人 1 指定番号 第2871号 2 指定年月日 令和3年5月11日 3 指定の位置 世田谷区喜多見七丁目 3222番4 4 道路の幅員 4.00メートル 5 道路の延長 12.00メートル 6 申請者氏名 加々美 光世 株式会社東栄住宅 代表取締役 佐藤 千 尋</p>	<p>◎世田谷区告示第444号 介護保険法(平成9年法律第123号)第 82条第2項の規定による指定居宅介護支援 事業の廃止の届出があったので、同法第85 条第2号の規定により告示する。 令和3年5月17日 世田谷区長 保坂展人 1 事業所の名称 チェルシーケア 在宅支援相談室 2 事業所の所在地 東京都世田谷区 砧八丁目20番6 号 3 事業者の名称 株式会社フェア リーハンズ 4 廃止届受理年月日 令和3年4月14 日 5 サービスの種類 居宅介護支援</p>
<p>◎世田谷区告示第438号 世田谷区みどりの基本条例(平成17年3 月世田谷区条例第13号)第9条第1項の規 定に基づく保存樹木等の指定について別紙 のように告示する。 令和3年5月10日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p>	<p>◎世田谷区告示第441号 介護保険法(平成9年法律第123号)第 78条の2第1項の規定により指定地域密着 型サービス事業者を指定したので、同法第 78条の11第1号の規定により告示する。 令和3年5月13日 世田谷区長 保坂展人 1 事業所の名称 デイサービス ル ・クール 2 事業所の所在地 東京都目黒区五本 木一丁目16番9号 ばんらいハイツ101 3 事業者の名称 あーゆる合同会社 4 指定年月日 令和3年4月1日 5 サービスの種類 地域密着型通所介 護</p>	<p>◎世田谷区告示第445号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条 の規定に基づき、特別区道路線の区域を次 のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和3年5月18日から 15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理 課において一般の縦覧に供する。 令和3年5月18日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 36-5 2 変更の区間 世田谷区野沢四丁目239番10の内 3 変更の区域 延長 8.86メートル 幅員 0.18メートル 面積 1.61平方メートル 4 供用開始の期日 令和3年5月18日</p>
<p>◎世田谷区告示第439号 令和3年第1回世田谷区議会臨時会を下 記により招集する。 令和3年5月10日 世田谷区長 保坂展人 記 1 招集する年月日 令和3年5月 13日(木)午 後1時 2 招集する場所 世田谷区議会 議場 3 案 件 (1) 議 案 世田谷区本庁舎等整備工事請負 契約 世田谷区立池之上小学校第二校 舎解体工事請負契約 (2) 専 決 専決処分の承認 (世田谷区特別区税条例の一部 を改正する条例) (3) 同 意 世田谷区監査委員選任の同意 (4) 報 告 議会の委任による専決処分の報 告 (世田谷区立太子堂区民センター 改修他工事(令和2年度)) 議会の委任による専決処分の報 告 (自動車事故に係る損害賠償額 の決定) 議会の委任による専決処分の報 告 (自動車事故に係る損害賠償額 の決定) 議会の委任による専決処分の報 告 (歩行者の負傷事故に係る損害 賠償額の決定) 令和3年1月分例月出納検査の 結果について 令和3年2月分例月出納検査の</p>	<p>◎世田谷区告示第442号 令和3年5月13日招集の令和3年第1回 世田谷区議会臨時会の案件を、下記のと おり追加する。 令和3年5月13日 世田谷区長 保坂展人 記 案 件 1 議席の一部変更 2 国会における憲法論議の推進と広 く国民的議論の喚起を求める要望書 ◎世田谷区告示第443号 介護保険法(平成9年法律第123号)第8 2条第2項の規定による指定居宅介護支援 事業の廃止の届出があったので、同法第85 条第2号の規定により告示する。 令和3年5月17日 世田谷区長 保坂展人 1 事業所の名称 秋藤ケアサービ ス</p>	<p>◎世田谷区告示第446号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条 の規定に基づき、特別区道路線の区域を次 のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和3年5月18日から 15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理 課において一般の縦覧に供する。 令和3年5月18日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 42-50 2 変更の区間 世田谷区千歳台一丁目1番34の内 3 変更の区域 延長 8.56メートル 幅員 0.23メートルから 0.24メートルまで 面積 2.78平方メートル 4 供用開始の期日</p>

令和3年5月18日

◎世田谷区告示第447号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和3年5月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年5月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
42-50
- 2 変更の区間
世田谷区千歳台一丁目1番34の内
- 3 変更の区域
延長 0.05メートル
幅員 0.23メートル
面積 0.01平方メートル

◎世田谷区告示第448号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年5月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年5月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
(1) 11-D660-04
(2) 11-D171-03
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区代田六丁目1051番32の内
(2) 世田谷区代田六丁目1051番32の内
- 3 変更の区域
(1) 延長 8.93メートル
幅員 0.75メートルから0.80メートルまで
面積 6.80平方メートル
(2) 延長 8.50メートル
幅員 0.15メートルから0.16メートルまで
面積 1.37平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年5月18日

◎世田谷区告示第449号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年5月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年5月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
36-5
- 2 変更の区間
世田谷区若林一丁目17番44の内
- 3 変更の区域
延長 3.23メートル
幅員 0.37メートルから0.41メートルまで
面積 1.37平方メートル

4 供用開始の期日

令和3年5月18日

◎世田谷区告示第450号

令和3年5月13日招集の令和3年第1回世田谷区議会臨時会の案件を、下記のとおり追加する。

令和3年5月18日

世田谷区長 保坂展人

記

案件

- 1 同意
世田谷区監査委員選任の同意
世田谷区監査委員選任の同意

◎世田谷区告示第451号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和3年5月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年5月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 26-61
(2) 26-60
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区桜上水五丁目435番13の内
(2) 世田谷区桜上水五丁目435番10の内
- 3 変更の区域
(1) 延長 9.46メートル
幅員 5.76メートルから6.02メートルまで
面積 56.93平方メートル
(2) 延長 5.82メートル
幅員 0.00メートルから5.76メートルまで
面積 35.46平方メートル

◎世田谷区告示第452号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和3年5月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年5月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
26-60
- 2 供用開始の区間
世田谷区桜上水五丁目439番8地先無番から502番29まで
- 3 供用開始の区域
延長 85.93メートル
幅員 6.02メートルから6.04メートルまで
面積 536.52平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年5月20日

◎世田谷区告示第453号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条

第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を次のように廃止する。

この関係図面は、令和3年5月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年5月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 供用廃止の区間
世田谷区桜上水五丁目438番6の内から502番20の内まで
- 3 供用廃止の区域
延長 86.24メートル
幅員 4.00メートルから4.55メートルまで
面積 348.75平方メートル
- 4 供用廃止の期日
令和3年5月20日

◎世田谷区告示第454号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の供用を次のように廃止する。

この関係図面は、令和3年5月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年5月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
22-G169
- 2 供用廃止の区間
世田谷区桜上水五丁目439番11地先無番
- 3 供用廃止の区域
延長 6.28メートル
幅員 1.82メートルから1.83メートルまで
面積 11.49平方メートル
- 4 供用廃止の期日
令和3年5月20日

◎世田谷区告示第455号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定による指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。

令和3年5月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
グループホーム さくら
- 2 事業所の所在地
茨城県石岡市東成井2219番地8
- 3 事業者の名称
医療法人社団 正信会
- 4 廃止届受理年月日
令和3年4月26日
- 5 サービスの種類
認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

◎世田谷区告示第456号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和3年5月21日

世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第457号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年5月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年5月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区代田四丁目808番24の内
- 3 変更の区域
延長 11.97メートル
幅員 0.17メートルから
0.20メートルまで
面積 2.29平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年5月24日

◎世田谷区告示第458号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和3年5月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年5月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
12-G004-01
- 2 一部を廃止する起終点
(旧)世田谷区池尻三丁目368番18地先無番から360番3地先無番まで
(新)世田谷区池尻三丁目360番48地先無番から360番3地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和3年5月24日

◎世田谷区告示第459号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。

この関係図面は、令和3年5月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年5月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
12-G004-02

- 2 指定する起終点
世田谷区池尻三丁目368番18地先無番から368番9地先無番まで
- 3 用途
区管理道路

◎世田谷区告示第460号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。

この関係図面は、令和3年5月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年5月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
41-G035
- 2 廃止する起終点
世田谷区北烏山四丁目1430番11地先無番から1433番2地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和3年5月24日

◎世田谷区告示第461号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年5月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年5月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 36-5
(2) 28-1
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区上馬一丁目534番19から534番16の内まで
(2) 世田谷区上馬一丁目534番17の内から534番16の内まで
- 3 変更の区域
(1) 延長 10.30メートル
幅員 1.11メートルから
1.19メートルまで
面積 11.90平方メートル
(2) 面積 1.89平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年5月24日

◎世田谷区告示第462号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年5月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年5月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
21-D431-02
- 2 変更の区間
世田谷区松原一丁目1801番34から1801番6の内まで
- 3 変更の区域

- 延長 15.75メートル
- 幅員 0.34メートルから
0.38メートルまで
- 面積 5.77平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年5月24日

◎世田谷区告示第463号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年5月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年5月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区北烏山四丁目1417番3の内
- 3 変更の区域
延長 6.47メートル
幅員 0.63メートル
面積 4.11平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年5月26日

◎世田谷区告示第464号

区管理水路を次のように廃止したので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和3年5月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年5月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号
41-Z053
- 2 位置
世田谷区給田五丁目65番2地先無番から65番21地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和3年5月26日

◎世田谷区告示第465号

公共物を次のように設置したので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和3年5月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年5月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号
41-Z059
- 2 位置
世田谷区給田五丁目65番4地先無番から65番21地先無番まで
- 3 用途
区管理水路

◎世田谷区告示第466号

介護保険法(平成9年法律第123号)第

世田谷区公報

79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和3年5月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 ライフケア経堂
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区宮坂三丁目19番2-203号
- 3 事業者の名称 合同会社ライフケア経堂
- 4 指定年月日 令和3年6月1日
- 5 サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第467号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号及び第115条の20第1号の規定により告示する。

令和3年5月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 優っくり小規模多機能介護奥沢
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区奥沢二丁目23番1号
- 3 事業者の名称 社会福祉法人奉優会
- 4 指定年月日 令和3年6月1日
- 5 サービスの種類 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護

◎世田谷区告示第468号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和3年5月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 砧りハビリデイサービス 流
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区砧五丁目11番13号
- 3 事業者の名称 株式会社シナジーK
- 4 廃止届受理年月日 令和3年5月19日
- 5 サービスの種類 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第469号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年5月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年5月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号

- 14-12
- 2 変更の区間
世田谷区千歳台五丁目438番5から440番8の内まで
- 3 変更の区域
延長 23.45メートル
幅員 0.00メートルから0.25メートルまで
面積 5.73平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年5月27日

◎世田谷区告示第470号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和3年5月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年5月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
14-12
- 2 変更の区間
世田谷区千歳台五丁目440番8の内
- 3 変更の区域
延長 2.97メートル
幅員 0.25メートル
面積 0.74平方メートル

◎世田谷区告示第471号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年5月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年5月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区粕谷二丁目194番8の内
- 3 変更の区域
延長 19.70メートル
幅員 0.62メートルから0.63メートルまで
面積 12.69平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年5月28日

◎世田谷区告示第472号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年5月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年5月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区瀬田二丁目836番4の内
- 3 変更の区域

- 延長 14.98メートル
- 幅員 0.52メートルから0.77メートルまで
- 面積 9.78平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年5月28日

◎世田谷区告示第473号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和3年5月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 通所介護おりづる
- 2 事業所の所在地 群馬県利根郡みなかみ町上牧1893番地1
- 3 事業者の名称 株式会社まどか
- 4 廃止届受理年月日 令和3年5月10日
- 5 サービスの種類 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第474号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和3年5月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 元気サポートにこここ6
- 2 事業所の所在地 神奈川県川崎市麻生区百合ヶ丘二丁目2番4号1階
- 3 事業者の名称 株式会社Quest care
- 4 廃止届受理年月日 令和3年5月10日
- 5 サービスの種類 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第475号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和3年5月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 トータルリハセンター旗の台
- 2 事業所の所在地 東京都品川区旗の台二丁目7番12号アベイト1階
- 3 事業者の名称 DSセルリア株式会社
- 4 廃止届受理年月日 令和3年5月20日
- 5 サービスの種類 地域密着型通所

介護

◎世田谷区告示第476号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和3年5月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 ソフィアケアプラン自由が丘
2 事業所の所在地 東京都世田谷区奥沢七丁目33番2号アーバンコート自由が丘201
3 事業者の名称 ソフィアメディ株式会社
4 廃止届受理年月日 令和3年5月17日
5 サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第477号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年5月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年5月31日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 (1) 40-1 (2) 28-1
2 変更の区間 (1) 世田谷区大蔵六丁目8番5の内 (2) 世田谷区大蔵六丁目8番5の内
3 変更の区域 (1) 延長 20.90メートル 幅員 0.07メートルから0.23メートルまで 面積 3.98平方メートル (2) 延長 16.93メートル 幅員 0.30メートルから0.34メートルまで 面積 5.47平方メートル
4 供用開始の期日 令和3年5月31日

◎世田谷区告示第478号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置の指定をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和3年5月31日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 第2873号
2 指定年月日 令和3年5月28日
3 指定の位置 世田谷区桜一丁目690番15の一部及び690番34の一部
4 道路の幅員 4.00メートルから4.04メートル
5 道路の延長 29.21メートル
6 申請者氏名 藤川 範子

◎世田谷区告示第479号

建築計画概要書等閲覧場所の設置について(平成28年4月1日世田谷区告示第265号)の一部を次のように改正する。

令和3年5月31日

世田谷区長 保坂展人

本則中「東京都世田谷区世田谷四丁目22番33号」を「東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号」に改める。

◎世田谷区告示第480号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和3年5月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年5月31日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 40-1
2 変更の区間 世田谷区祖師谷一丁目130番13の内
3 変更の区域 延長 4.07メートル 幅員 0.17メートル 面積 0.71平方メートル

◎世田谷区告示第481号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年5月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年5月31日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 58-1
2 変更の区間 世田谷区下馬三丁目46番73地先無番
3 変更の区域 延長 9.16メートル 幅員 1.76メートル 面積 16.16平方メートル
4 供用開始の期日 令和3年5月31日

◎世田谷区告示第482号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和3年5月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年5月31日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 13-G085
2 一部を廃止する起終点 (旧)世田谷区下馬三丁目46番3地先無番から46番12地先無番まで

(新)世田谷区下馬三丁目46番5地先無番から46番13地先無番まで

3 廃止の期日

令和3年5月31日

◎世田谷区告示第483号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。

この関係図面は、令和3年5月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年5月31日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 13-G085-01
2 指定する起終点 世田谷区下馬三丁目46番3地先無番から46番4地先無番まで
3 用途 区管理道路

◎世田谷区告示第484号

次の世田谷区立区民センターは、令和3年5月28日から供用を開始する。

令和3年5月31日

世田谷区長 保坂展人

- 1 名称 世田谷区立太子堂区民センター
2 位置 東京都世田谷区太子堂一丁目14番20号

公 告

◎世田谷区公告第52号

開発行為に関する工事の完了公告 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年5月6日

世田谷区長 保坂展人

Table with 2 columns: 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称, 2 許可を受けた者の住所及び氏名. Content includes: 東京都世田谷区 岡本二丁目 574番1, 574番10, 574番11 and 東京都千代田区 大手町一丁目9番2号, 大手町フィナンシャルシティグランキューブ 三菱地所レジデンス 株式会社 代表取締役 宮島 正治

◎世田谷区公告第53号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による都市計画事業の関係図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年5月6日

世田谷区公報

世田谷区長 保坂展人

1 都市計画事業の種類及び名称
東京都市計画道路事業補助線街路第219号線

2 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第54号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和3年5月6日
世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区北沢一丁目506番の一部	東京都新宿区西新宿一丁目22番2号 新宿サンエービル8階 株式会社三起 代表取締役 相良好昭

◎世田谷区公告第55号

マンションの建替等円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第25条第1項の規定により二子玉川第2スカイハイツマンション建替組合から理事長の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。
令和3年5月7日
世田谷区長 保坂展人

- 1 理事長の氏名
横江 史義
- 2 理事長の住所
世田谷区玉川一丁目9番5-219号

◎世田谷区公告第56号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和3年5月24日
世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区八幡山二丁目38番1 38番5 38番5先無番 38番7 38番8 39番8の一部 39番41	東京都港区芝浦四丁目5番4号 トーセイ株式会社 代表取締役 山口誠一郎

◎世田谷区公告第57号

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和3年5月24日
世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区上祖師谷五丁目1088番1の一部 1088番11 1088番15 1088番16の一部 1088番27の一部 1088番45の一部 1088番96 1088番97 1088番98 1088番99 1088番100 1088番101 1088番102 1088番103	東京都立川市高松町三丁目29番17号 三絆地所株式会社 代表取締役 鈴木等

◎世田谷区公告第58号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和3年5月24日
世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区南鳥山六丁目1822番1 1861番6 1861番7 1861番8 1861番10 1861番11 1861番12	東京都世田谷区南鳥山六丁目24番13号 杉田 千代

◎世田谷区公告第59号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和3年5月24日
世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区深沢四丁目33番6	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 株式会社オープンハウス・ディベロップメント 代表取締役 福岡良介

規則(教)

次に掲げる規則を公布する。
令和3年5月31日
世田谷区教育委員会

◎世田谷区教育委員会規則第9号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成12年3月世田谷区教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

第10条 令和3年度における第27条第1項の規定の適用については、同項中「7月1日から9月30日まで」とあるのは、「6月1日から11月30日まで」とする。

附則
この規則は、令和3年6月1日から施行する。

訓令甲(教)

◎世田谷区教育委員会訓令甲第6号

世田谷区立幼稚園
世田谷区立小学校
世田谷区立中学校
世田谷区立学校給食調理場
世田谷区学校職員の名札着用に関する規程(平成16年4月世田谷区教育委員会訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。
令和3年5月31日
世田谷区教育委員会


様式中「」を削る。

告示(選)

◎世田谷区選挙管理委員会告示第6号


世田谷区選挙執行規程(平成12年3月世田谷区選挙管理委員会告示第8号)の一部を次のように改正する。

令和3年5月31日
世田谷区選挙管理委員会

第5号様式中「」を削る。

第6号様式の(1)及び第6号様式の(2)を次のように改める。
様式省略

第7号様式中「」を削る。

第10号様式中「」を削り、同様式備考に次のように加える。

3 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこ

と。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

第10号の2様式を次のように改める。
様式省略

第12号様式中「印」を削る。

第14号様式及び第15号様式中「印」を削る。

第16号様式を次のように改める。

様式省略

第20号様式を次のように改める。

様式省略

第22号様式の(1)及び第22号様式の(2)を次のように改める。

様式省略

第24号様式の(1)から第24号様式の(3)までを次のように改める。

様式省略

第25号様式の(1)中「印」を削り、同様式備考に次のように加える。

6 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

第25号様式の(2)中「印」を削り、同様式備考に次のように加える。

4 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

第25号様式の(3)中「印」を削り、同様式備考に次のように加える。

4 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

第27号様式の(1)から第28号様式の(2)までの規定中「印」を削る。

第29号様式の(1)別紙以外の部分中「印」を削り、同様式別紙以外の部分備考に次のように加える。

4 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人

にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

第29号様式の(2)別紙以外の部分中「印」を削り、同様式別紙以外の部分備考に次のように加える。

3 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

第29号様式の(3)別紙以外の部分中「印」を削り、同様式別紙以外の部分備考に次のように加える。

3 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

第30号様式の(1)及び第30号様式の(2)を次のように改める。
様式省略

第31号様式の(1)中「印」を削り、同様式備考に次のように加える。

3 職務代行者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、職務代行者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

第31号様式の(2)を次のように改める。

様式省略

第36号様式を次のように改める、

様式省略

第38号様式別紙以外の部分及び第39号様式別紙以外の部分中「印」を削る。

第40号様式及び第41号様式を次のように改める。
様式省略

第44号様式及び第45号様式を次のように改める。
様式省略

第46号様式中「印」を削り、同様式備考に次のように加える。

3 公職の候補者等本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を

行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

第47号様式中「印」を削り、同様式備考に次のように加える。

3 後援団体の代表者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

第48号様式及び第49号様式を次のように改める。
様式省略

第50号様式中「印」を削る。

告 示 (農)

◎世田谷区農業委員会告示第5号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定に基づき、第10回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和3年5月25日

世田谷区農業委員会会長

六戸幸男

- 1 開催日時 令和3年5月31日(月) 午後3時00分
- 2 開催場所 世田谷区役所第2庁舎5階第5委員会室

3 審議事項

- (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
- (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について
- (3) 第3号議案 その他の事項について

告 示 (監)

◎世田谷区監査委員告示第8号

令和2年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、世田谷区長から通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和3年5月13日

世田谷区監査委員 萩原賢一
同 中根秀樹
同 山口裕久
同 津上仁志

株式会社世田谷川場ふるさと公社

1 指摘事項

指定管理者として管理運営を行う世田谷区民健康村(富士山ビレジ・中野ビレジ)において、令和元年度、基本協定書上の管理物件以外である登山道の整備が行われ、その整備経費について区の指定管理料が充てられていた。安全確保のための対応とは言え、基本協定書で定める管理物件以外の場所での業務の履行は、指定管理者の業務とは言い難い。

公の施設である世田谷区民健康村の管理運営について、区と指定管理者である株式会社世田谷川場ふるさと公社は、それぞれの役割と責任を明確化し、同公社が適正に業務を遂行できる体制を整備すること。

2 指摘事項等に対する措置状況

指摘の登山道の整備作業については、区担当者が整備作業を実施する場所が移動教室で使用する登山道であることから、区民健康村敷地内の登山道であると誤って認識していたために生じたものである。

今後はこのようなことが発生しないよう、緊急を要する作業であっても、基本協定書に定める業務内容であるか、管理物件に対する作業であるかを、区及び指定管理者双方で事前によく確認した上で、業務の履行を行うように、区と株式会社世田谷川場ふるさと公社の間で周知徹底を図った。

特定非営利活動法人せたがや子育てネット

1 指摘事項

令和元年度の世田谷区おでかけひろば事業運営費補助金のうち、2箇所のおでかけひろばにおいて、翌年度以降の修繕等に備える経費に充てるため当該年度の補助対象経費の額を超えて交付されていた。

補助対象経費の額を超えて補助金を交付することは公金の不適切な処理であり、また、世田谷区補助金交付規則及び世田谷区おでかけひろば事業運営費補助要綱(平成19年11月11日19世子家第587号)等に違反するおそれもあり、極めて遺憾である。

担当所管部においては、世田谷区補助金交付規則等の趣旨を再認識し、適正な事務処理に改善すること。

2 指摘事項等に対する措置状況

おでかけひろば事業運営費補助金の交付について、区は、補助金が補助対象経費を上回った場合において、翌年度以降の修繕等に備える経費に充てるために繰り越すことができるとの額った認識をし、補助団体へ指示をしていた。

指摘のあった2箇所のおでかけひろばについて、令和元年度に交付した補助金のうち補助対象経費を上回った額は、令和2年度に修繕等の費用として支出したことを確認した。

令和2年度の補助金については、補助対象経費を上回った場合には変更申請書を提出させ、余剰分の戻入処理を行う。

また、令和3年度からは補助金を概算払いとし、年度終了時に精算を行うよう補助要綱の改正を行うとともに、実施団体へは説明会を開き、今後は概算払いとすることを周知した。

今後は、補助金交付事務が適正に行われるよう、所管課において世田谷区補助金交付規則等の趣旨を十分理解するとともに今回の指摘事項及び改善内容等の周知徹底を図った。

株式会社共立

1 指摘事項

指定管理者における会計経理は適正に行われていたにもかかわらず、指定管理者から担当所管部へ提出された令和元年度事業報告書の収支結果の金額は、指定管理者の出納関係帳簿等を基にした額ではなく、令和元年度事業計画書の収支計画と同じ額が記載されていた。また、当該報告書については、担当所管部においても、長年にわたり、特に疑義が生じることもなく、答認している状況にあった。

担当所管部においては、指定管理者制度の趣旨を再確認し、同制度を統括する政策経営部と連携しながら、収支報告のあり方の検討に取り組むこと。

2 指摘事項等に対する措置状況

収支計画書と収支報告書が同額であることについては、所管課として計画書と収支報告書の事業・金額の確認のみを行っていたことに起因するため、今後はこのようなことがないよう、課内で周知徹底を図る。

指定管理者には、指定管理業務に係る収支報告について、今回の指摘事項について指導を行った。今後は、提出された収支報告書を精査、分析し、次年度計画に反映させていく。

収支報告のあり方については、制度を統括する担当所管と検討を進めていく。また、収支報告書の確認にあたり、疑義が生じた際には、担当所管に内容の確認を行うなどして、収支報告書の適正な作成指導に努める。